

平成24年(ワ)第328号, 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原告 北野 進 外124名

被告 北陸電力株式会社

平成28年11月28日

証 拠 説 明 書 (A号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙 和



同

春 原 誠



同

江 口 正 夫



同

池 田 秀 雄



同

長 原 悟



同

八 木 宏



同

濱 松 慎 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙A号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙A第109号証

証拠の標目	「敦賀」と「東通」の次の生け贄は「志賀」か？ (ハフィントンポスト日本版ウェブサイト http://www.huffingtonpost.jp/kazuo-ishikawa/active-fault_b_7299378.html よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年5月18日
作成者	石川和男
立証趣旨	本書証は、元政策研究大学院大学客員教授である筆者が、本件有識者会合について執筆した記事である。 本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類③】	・原子力規制委員会は、中立公正を保障するための制度が設けられているのに対し、有識者会合は、「日本活断層学会・日本第四紀学会・日本地質学会・日本地震学会等から学会内外の専門家について推薦を受けたに過ぎず、具体的な選任基準は明確に規定されていない。つまり、中立性に関する外形標準がないのだ。(略) 中立性という重要要素での信頼性は損な

	<p>われたままである。」と指摘されていること（準備書面(26)第2章第1の2（8頁））</p> <ul style="list-style-type: none">・「志賀原発も、美浜原発も、『活動を示す明確な証拠はない』点では同じであり、これはまさに『グレーゾーン』なのだ。これが何故、クロとシロに分かれるか？ 私は、有識者会合メンバーの意図で決まってしまうのではないかと思っている。」として、有識者会合が、各会合を構成するメンバーの違いによって判断基準が異なっていると指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の3（15, 16頁））
--	--

乙A第110号証

証拠の標目	<p>第百九十回国会 参議院環境委員会会議録第三号 (抜粋) (国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0065/19003230065003.pdf よりダウンロード) [1ないし10頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年4月1日
作成者	参議院事務局
立証趣旨	<p>本書証は、平成28年3月23日に開催された参議院環境委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<p>・浜野喜史議員より、「(被告注：本件有識者会合の第7回評価会合で) 評価書の案が出されてから、意見交換の場、事業者との意見交換の場を有識者会合の中で持たれてきていないというふうに私は把握をしております。当然ながら、事業者の見解を、評価書案に対する事業者の見解を述べさせる場を持つべきだというふうに思いますけれども、それがなぜ持たれなかったのか」、「評価書の案が出されてから、やはり事業者の考え方をしっかりと述べさせる場を設けるべきであるということ、これは私はもう最低限</p>

の対応だというふうに思います。」として、平成27年7月17日に開催された第7回評価会合で初めて本件有識者会合による評価書案が提示されて以降、同会合への被告の出席が認められず、同評価書案を前提とした被告との議論が行われていないと指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1(10, 11頁)：本書証7頁)

- ・「(被告注：第8回評価会合の)議事録を見る限り、モデル計算自体が現実的なことであるかどうかは別としても、そういう記述は入れておけばいいじゃないかと。どういうモデル計算を載せるのかということを議論せずに、いや、載せておけばいいんだ、定性的に載せておけばいいんだと、こういう議論をされているというふうにしか私は思えませんでした。こういうような議論がなされているということについて、科学的、技術的見地に立った責任ある議論がなされているのか私は甚だ疑問であります。」として、第8回評価会合において、本件有識者会合メンバーの藤本氏及び重松氏が、シミュレーション解析に係る記載を評価書に再度記載すべきと主張したことは、本件ピア・レビュー会合におけるレビューア一からの指摘を無視するものである旨指摘されていること（準備書面(21)第2章第2の1(1)(30, 31頁)：本書証9頁)

乙A第111号証

証拠の標目	<p>第百九十回国会 参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会会議録第六号（抜粋）</p> <p>（国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0187/19005200187006.pdf よりダウンロード）</p> <p>[1ないし12頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月2日
作成者	参議院事務局
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年5月20日に開催された参議院東日本大震災復興及び原子力問題特別委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、浜野喜史議員より、本件評価書の取りまとめに至る判断過程について、「志賀の評価書につきまして三件の資料要求をさせていただきたいと思っております。三月二十三日の環境委員会におきまして、S-1 破碎帯の北西部のみが活動したことを評価、説明した資料を要求いたしました。その結果、提出いただきました資料を見ますと、北西部が動いたと判断した根拠、南東部が動いていないと判断した根拠、それぞれについて記載はありますものの、一本のシームにおきまして動く部分と動かない部分があることについての説明がありません。改めて、S-1 という一本のシームの一部のみに活動性があるとする説明を評価書に</p>

においてどのようにしているのか、資料として本委員会に提出していただきたい。一部のみの活動性についての説明をしていないというのであれば、その旨を資料として提出をいただきたい。二つ目です。第八回の評価会合での議論を踏まえ、四月二十七日の最終的な評価書では四十二ページに解析モデルの記載が復活をしております。第八回評価会合から原子力規制委員会への報告までの間、この四十二ページの解析モデルの記載に関して誰がどのような判断で決定をしていったのか、その経緯が分かる資料を提出をいただきたい。三つ目です。S-1の評価に関する結論部分につきまして、三月三日の第八回評価会合では、南東区間は活動性なし、北西区間は活動性が否定できないという順で記載がありましたが、四月二十七日の最終版ではその順序が逆になっております。第八回評価会合における議論のどの部分を踏まえて書換えがなされたのか、また、第八回評価会合から規制委員会報告までの間に有識者との間でどのようなやり取りを経て変更がなされたのか、その理由、経緯が分かる資料を提出していただきたい。」として、公開の評価会合の場における議論と異なる判断が評価書の根拠とされているなど判断の根拠が明らかでない点があり、事業者と本件有識者会合のメンバー4名との間で科学的議論が尽くされたとは到底いえない旨指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の1(11, 12頁):本書証10頁)を明らかにする。

乙A第112号証

証拠の標目	<p>北陸電力志賀1号機：安倍政権は本当に「生け贄」を晒す気か？</p> <p>(ハフィントンポスト日本版ウェブサイト http://www.huffingtonpost.jp/kazuo-ishikawa/shiga-nuclear-plant_b_9408452.html よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年3月9日
作成者	石川和男
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、元政策研究大学院大学客員教授である筆者が、本件有識者会合について執筆した記事である。</p> <p>本書証によって、「平成27年11月20日、志賀1号機のピア・レビュー会合では、東通1号機の時と同じ内容の文書（『原子力規制庁』名で『再評価するものでなく』と記載）が配布されている。すなわち、原子力規制委は最初からピアレビューで出された他の専門家の意見を反映して評価結果を見直す考えはないということだ。」と指摘されるとおり、有識者会合のピア・レビュー会合は「再評価」すなわち結論の当否に対する判断は行わず、表現の修正等を行うものに過ぎないとされていること（準備書面(26)第2章第2の2（13頁）を明らかにする。</p>

乙A第113号証

証拠の標目	志賀原発の破砕帯調査 規制委が求める“悪魔の証明” (エネルギーフォーラム2015年3月号所収) [80, 81頁, 奥付]
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年3月1日
作成者	南学繁樹
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、ジャーナリストである筆者が、本件有識者会合について論じたものである。</p> <p>本書証によって、「有識者らは最後に『スケッチ図を見ると…』との論調で議論を振り出しに戻っていた。</p> <p>(略) 規制委の『敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド』の基本方針に次の文言がある。『活動性の評価に当たって設置面で確認が困難な場合、当該断層の延長部で確認される断層などの性状で安全側に判断する』との規定だ。スケッチ図が描かれた地層は掘削済みだから存在しない。つまり“設置面で確認が困難”なのだ。その場合は、“当該断層の延長部で確認される断層”で判断すると決まっている。北陸電力はS-1延伸部を何カ所も掘削し、徹底的に調べた。そこで活動性はないと有識者は判断したのだから、審査ガイドに沿えばS-1の活動性は否定されるべきなのだ。」として、本件有識者会合は、もっぱら現存しない旧トレンチのスケッチに基づいて判断しており、設置面での確認が困難な場合には断層延長部で確</p>

	<p>認される断層等の性状等により判断するとした新規制基準の規定に則っていないと指摘されていること（準備書面(26)第2章第2の3（14頁）：本書証81頁）を明らかにする。</p>
--	--

乙A第114号証

証拠の標目	<p>第九十回国会 参議院経済産業委員会会議録第十号 (抜粋) (国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/190/0063/19005190063010.pdf よりダウンロード) [1, 16ないし22頁]</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月8日
作成者	参議院事務局
立証趣旨	<p>本書証は、平成28年5月19日に開催された参議院経済産業委員会における質疑の内容を記録したものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<p>・滝波宏文議員より、本件ピア・レビュー会合について、「有識者会合に対して、ほかのまた専門家の方がピアレビューというのでチェックするわけですが、そのピアレビューでどういうふうに言われたか」と、これは（被告注：滝波議員配布資料の）二ページ右下に書いてありますけど、地下百メートルでS-2・S-6のずれが止まることのモデルは物理的にあり得ず、仮定としても不相当であり、S-2・S-6の活動に関連付けてS-1北西部が動くという説明は破綻していると専門家が言っ</p>

ているわけでありませう。要するに、たまたま選ばれた数名の有識者会合に、この志賀原発の担当者になった人が無理無理言おうとしている話をモデルでトライしたんですけれども、結局、ほかの人がもしそこの担当者になっていたら、それはそういう結論にならなかった。非常にあやふやな、正直無理がある話を私はしていると思う」として、本件ピア・レビュー会合において、シームS-2・S-6の「地下延長部の断層」の活動によりシームS-1の北西部のみが変位したとする考え方（モデル）に対し、レビューアーからの疑問や異論が相次いだと指摘されていること（準備書面(20)第3の3(3)（18ないし22頁）：本書証20頁）

・「数字がうまく合わないので定量的なことを書けなかったんだけど、定性的なことだけ書きましようといって書き残したことが、私、科学者のちゃんと論文書くのだったら、そんなこと普通しないだろうと思うわけでありませう。」として、第8回評価会合において、本件有識者会合メンバーの藤本氏及び重松氏が、シミュレーション解析に係る記載を評価書に再度記載すべきと主張したことは、本件ピア・レビュー会合におけるレビューアーからの指摘を無視するものである旨指摘されていること（準備書面(21)第2章第2の1(1)（30, 31頁）：本書証20頁）

・「前置主義を決めた覚えがないとおっしゃっています

けれども、平成二十五年三月十九日、原子力規制委員会資料八の二（被告注：平成24年度原子力規制委員会第33回会議資料8-2『新規制施行後の審査等について（案）』）において、規制委員会のその新規制基準適合性に係る審査の開始の前提として、有識者会議の評価書がまとまることをしなければ、それが規制委員会に報告されるまでは新規制基準の適合審査に移ることができないというふうに決めていらっしゃる。これ間違いなく前置主義やっているし、それから実態としてそうされています。それから、もう一つおっしゃった有識者会合をあちこちでやっていますよねと。それは認識が甘いんです。これは申請に対する処分の決定をなさっているんですから。申請を始めてから、どういうふうに処分をするかというところについてのきちんとした適正手続をもって処分をしなければいけないんです。」として、法的根拠のない有識者会合が新規制基準適合性審査に前置されるかのような取扱いがされていたことには適正手続の観点から問題があると指摘されていること（準備書面(26)第4章第1の2(1)(22頁)：本書証21頁)

乙A第115号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年8月30日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年8月30日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は，平成28年8月29日に開催された本件2号機の新規制基準適合性審査に向けた原子力規制庁との打合せ（ヒアリング）に関する新聞記事である。</p> <p>本書証によって，被告はヒアリングにおいて，本件有識者会合にこれまで提出した資料を整理して提出するとともに，追加調査によって得られたデータ等についても原子力規制庁に提出し，内容を説明していること（準備書面(23)第2の2(3)（15頁），準備書面(26)第5章（33頁））を明らかにする。</p>

乙A第116号証

証拠の標目	「北國新聞」平成28年10月1日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年10月1日
作成者	株式会社北國新聞社
立証趣旨	<p>本書証は，被告が，平成28年9月30日に，本件原子力発電所における安全性向上施策の工事完了時期の見直しを公表したこと等を報じた新聞記事である。</p> <p>本書証によって，以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年8月29日及び同年9月21日にそれぞれ開催された本件2号機の新規制基準適合性審査に向けた原子力規制庁との打合せ（ヒアリング）において，被告が，本件有識者会合にこれまで提出した資料を整理して提出するとともに，追加調査によって得られたデータ等についても原子力規制庁に提出し，内容を説明していること（準備書面(23)第2の2(3)（15頁），準備書面(26)第5章（33頁））
【分類①】	<ul style="list-style-type: none"> 「志賀1、2号機は来年度中も運転を停止することが確実となった。」とされるとおり，安全性向上施策の工事完了時期見直しに伴い，本件原子力発電所の運転再開は平成29年度以降となったこと（準備書面(26)第5章（33頁））

乙A第117号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所 安全性向上施策の工事計画変更について</p> <p>(被告ウェブサイト http://www.rikuden.co.jp/press/attach/16093001.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年9月30日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証は、被告が、本件原子力発電所における安全性向上施策の工事完了時期の見直しを行ったことを公表した資料（プレスリリース）である。</p> <p>本書証によって、新規制基準への適合性確認に係る他社の審査状況も踏まえ、中央制御室の火災防護対策の強化が必要であると判断したため、本件原子力発電所の安全性向上施策の工事完了時期を見直し、これまでの平成28年度内から1年程度延長し、平成29年度内に変更することとしたこと（準備書面(26)第5章(33頁))を明らかにする。</p>

乙A第118号証

証拠の標目	「電気新聞」平成28年10月3日（抜粋）
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年10月3日
作成者	一般社団法人日本電気協会新聞部
立証趣旨 【分類①】	<p>本書証は、被告が、平成28年9月30日に、本件原子力発電所における安全性向上施策の工事完了時期の見直しを公表したことを報じた新聞記事である。</p> <p>本書証によって、「志賀原子力発電所で取り組む安全対策工事の完了時期を1年程度延長し、2017年度内に変更すると発表した。」こと、「新たに追加する工事は中央制御室の床下に火災感知器とハロゲン消火設備、耐火壁などを設置するもの。火災感知器は2種類を採用し、合計40個を床下に設置する。中央制御室の床下には制御盤エリアとの境目など200カ所に1時間以上の耐火能力を持つ耐火壁を設置。床下に敷設してあるケーブルなどは耐火材で覆う。」こと、「地上に設置してある非常用ディーゼル発電機用軽油タンクを地下にも増設。軽油タンクを多重化することで竜巻対策と外部火災対策の強化につなげる。」こと及び「重大事故対処設備につながる電源系統も多重化。既設の電源設備に加え、新たな電源設備も専用建屋内に設置する。専用建屋は基準地震動（Ss）に耐え得る設計にする。」ことを公表したこと（準備書面(26)第5章（33頁））を明らかにする。</p>

乙A第119号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号炉敷地の地質・地質構造（概要）【参考資料：データ拡充の状況について】</p> <p>（原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000153218.pdf よりダウンロード）</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年6月10日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年6月10日に開催された原子力規制委員会の第368回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における配布資料である。</p> <p>本書証によって、被告が、本件評価書も踏まえ、20項目にわたる本件敷地内シームに係る更なる追加調査・検討を実施したこと（準備書面(27)第1（4頁））を明らかにする。</p>

乙A第120号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号炉敷地の地質・地質構造について</p> <p>(原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000162707.pdf http://www.nsr.go.jp/data/000162713.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年8月29日
作成者	北陸電力株式会社
立証趣旨	<p>本書証は、平成28年8月29日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング」において、被告が提出した資料であり、被告が実施した本件敷地内シームに係る更なる追加調査によって得られた調査データを取りまとめたものである。</p> <p>本書証によって、以下のことを明らかにする。</p>
【分類③】	<p>・被告が、更なる追加調査・検討として、シームS-1全体を対象に実施した膨大な量のボーリング調査、トレンチ調査及び岩盤調査坑調査において得られた試料について、K-Ar年代分析、主成分分析、薄片観察及びXRD分析を実施し、その性状を詳細に確認した結果、シームS-1は全線にわたり鉱物組成が同様であり、主に熱水の影響により生成</p>

される変質鉱物であるクリストバライト及びスメクタイトや斜長石、赤鉄鉱等が認められるところ、いずれの調査地点において得られた試料においても、これらに高温の摩擦熱による変質は認められないこと、つまり、断層活動の影響は認められないことをあらためて確認したこと（準備書面(27)第2の1（6頁）：本書証188頁）

・上記鉱物組成及び本件敷地内シームが穴水累層を貫く帯状を呈する火山碎屑岩中の細粒岩相である凝灰質な細粒部に沿って主に分布することを踏まえると、本件敷地内シームは、中新世中期頃（約1500万ないし1700万年前）の火山活動の影響により本件敷地の岩盤を構成する堅硬な安山岩を貫いて帯状を呈する火山碎屑岩が形成され、その後、中新世後期（約530万年前）の熱水変質により、帯状を呈する火山碎屑岩中にシームが形成されたものと考えられること（準備書面(27)第2の1（6頁）：本書証54，79，80頁）

・被告が、更なる追加調査・検討として実施したボーリング調査や岩盤調査坑における調査結果等によれば、本件敷地内シームに沿って割れ目の増加や礫の細粒化はなく、シームの内部には帯状を呈する火山碎屑岩の基質の構造が残っており、内部に入り込んだ礫にも破断や破碎は認められず、また、内部に含まれる鉄サポナイトの結晶についても、形状が保存されている上、シーム近接部の礫や基質にはせん断

性の割れ目は認められなかったことから、本件敷地内シーム及びその周辺の状況は震源断層周辺で一般に認められる状況とは異なるものであること（準備書面(27)第2の1（7頁）：本書証80頁）

・被告が、更なる追加調査・検討として、シームS-1の鉱物組成に関する調査に加え、シームS-1の走向・傾斜や条線の示す運動方向について、膨大な量のボーリング調査、トレンチ調査及び岩盤調査坑調査において得られた試料をあらためて確認した結果、シームS-1の北西部から南東部にかけての全線にわたり鉱物組成が同様であること及び条線の示す運動方向が同様の傾向を示していること、つまり、シームS-1は一連の構造であることがあらためて確認されたこと（準備書面(27)第2の2(1)（7, 8頁）：本書証187頁）

・被告が、更なる追加調査・検討として、シームS-1とシームS-2・S-6との会合部付近（旧トレンチより北西に60メートル程度離れている。）で掘削された法面におけるシームS-1とその上部の地層との関係を示した本件1号機建設時に作成された資料（スケッチ及び写真）を用いて、岩盤上面とその上部の地層の状況を観察した結果、シームS-1を挟んで岩盤上面に高度差はなく、岩盤上部の砂礫層（上部に赤色土壌が存在することから約12万ないし13万年前に堆積した中位段丘I面堆積層と判断することができる。）にも変位、変形がないこと、

つまり、同地点においてシームS-1は活動性が認められないことをあらためて確認したこと（準備書面(27)第2の2(2)（8, 9頁）：本書証210, 211頁）

・被告が、更なる追加調査として、シームS-2・S-6に係るNo. 2トレンチのg層について、約30箇所において鉱物組成の観点から薄片観察を行い、g層における鉱物の組合せが石英-カリ長石-斜長石という本件敷地周辺には分布しない花崗岩質岩における鉱物の組合せと類似すること及び上記石英が0.1ないし0.2ミリメートルの粒径であり本件敷地南方の砂浜や沖合の底質に広く分布する砂と同程度であることを確認し、以上から、上記石英等の粒子は、本件敷地の陸域から供給されたものではなく、海を介して運ばれた、つまり、海成の堆積物であると判断することができることとしたこと（準備書面(27)第2の3(1)ア（11頁）：本書証128頁）

・被告が、更なる追加調査として、上記g層について、EPMA分析を実施し、基質中の粒子の鉱物を定量的に確認した結果、石英を主体とし、その他の鉱物としてカリ長石や斜長石を含むことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(1)ア（11頁）：本書証129頁）

・被告が、更なる追加調査として実施した上記g層に係る目視観察の結果は次のとおりであること（準備書面(27)第2の3(1)イ(7)（12, 13頁）：本書証

134頁)

- ・No. 2トレンチ北面においては、岩盤上部の「②径5センチメートル以下の礫からなる層理」は全体的に東傾斜（山側に傾斜）する傾向が認められるものの、その上部の「①径10センチメートル以下の礫からなる層理」はほぼ水平に分布すること
- ・No. 2トレンチ南面においては、岩盤上部西側の「⑤径数ミリメートルの安山岩粒子からなる層理」は全体的に西傾斜（海側に傾斜）する傾向が認められ、上部に分布する「④径1センチメートル以下の砂礫からなる層理」及びその東側に分布する「⑥径5センチメートル以下の礫からなる層理」はほぼ水平に分布すること
- ・被告が、更なる追加調査として、上記目視観察の結果について定量的に把握するため、g層中の各層理の走向・傾斜について細かい間隔で測定し、シュミットネットにより3次元的に確認した結果は次のとおりであること（準備書面(27)第2の3(1)イ(7)（13頁）：本書証135頁）
- ・No. 2トレンチ北面においては、岩盤上部の「②径5センチメートル以下の礫からなる層理」はやや東傾斜する傾向にあるものの、その上部の「①径10センチメートル以下の礫からなる層理」には一方向に傾斜する傾向は認められないこと

・ No. 2 トレンチ南面においては、岩盤上部西側の「④径1センチメートル以下の砂礫からなる層理」及びその上部の「⑤径数ミリメートルの安山岩粒子からなる層理」はやや西傾斜する傾向が、また、岩盤上部東側の「⑥径5センチメートル以下の礫からなる層理」はやや東傾斜する傾向が認められるものの、層理全体としては南傾斜する傾向が認められること。

・ 被告が、更なる追加調査として実施した目視観察及びシュミットネットによる検討の結果によれば、上記g層のうち、東（山）側への傾斜が認められるのはトレンチ北面の岩盤直上の層理のみで、その上部の地層はほぼ水平であり、トレンチ南面は全体として南傾斜する傾向が認められること、すなわち、東側への層理の傾斜は、g層全体の傾向とはいえず、g層に断層活動の影響により地層が傾斜した痕跡は認められないこと（準備書面(27)第2の3(1)イ(7)（13, 14頁）：本書証134, 135頁）

・ 被告が、更なる追加調査として、地層の傾斜の指標となる礫の長軸方向について、目視観察の結果に基づき、傾斜が集中している方向を定量的に把握するため、角度分布解析を実施した結果、No. 2 トレンチの北面及び南面とも、g層中の礫の長軸方向は、東（山）側には傾斜せず、水平ないしやや西（海）側に傾斜する傾向があること、つまり、岩盤の緩やかな傾斜に沿った自然な堆積構造を示すこと

を確認したこと（準備書面(27)第2の3(1)イ(イ)（14頁）：本書証136頁）

・被告が、更なる追加調査として、上記g層の傾斜の指標となる上面（g層とその上部の赤褐色土壌（e層）との境界）について、傾斜の有無を定量的に把握するため、複数の地点で標高を測量した結果、シームS-2・S-6を挟み、g層上面標高は、20.08ないし20.13メートルの範囲でほぼ水平に分布すること、つまり、断層活動の影響により地層が傾斜した痕跡がないことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(1)イ(ウ)（14頁）：本書証137頁）

・被告が、更なる追加調査として、目視観察の結果、基質や含まれる礫の地質学的特徴等が異なることから、g層を2層に細区分することができるかと判断し、その上で、薄片観察及び鉱物鑑定を実施し、g層の下部は上部に比べ礫等の長軸方向に定向性が認められること及び上部が輝石類を多く含むのに対し下部は輝石類をほとんど含まないことという地質学的特徴を有しており、異なる地層として区分できることを確認し、そして、より詳細に地層の堆積状況を確認した結果、基質や礫の特徴から、g層下部は浅い海の影響を受ける環境下、g層上部は段丘の離水に伴って海による影響が弱くなった環境下で堆積した堆積物と推定したこと、あらためてNo. 2トレンチ北面を観察すると、g層下部の上面はシーム

S-2・S-6を挟んで概ね水平に分布しており、断層活動の影響により地層が傾斜した痕跡は認められないことが明らかであること（準備書面(27)第2の3(1)イ(I)（14, 15頁）：本書証139ないし143頁）

・被告が、更なる追加調査として、走向・傾斜に基づき、シームS-2・S-6の地表（中位段丘I面）での位置を推定した上で、南方延長の地形について地形断面図を作成し、断層活動の痕跡を示すような崖地形、傾斜変換等は認められないことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(2)ア（16, 17頁）：本書証119頁）

・被告が、更なる追加調査として、上記中位段丘I面のさらに南方は岩が露出する海岸部であり、岩盤中のシームの有無を直接確認することができることから、当該地点において地質調査を実施し、シームS-2・S-6の延長位置にシームは存在しないこと、つまり、シームS-2・S-6が当該地点まで延長していないことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(2)ア（17頁）：本書証120頁）

・被告が、更なる追加調査として、上記海岸部のさらに南方の海域において、音波探査を実施し、基盤面であるD₂層上面に断層の存在を示唆する構造は認められず、その上部の中期更新世以降の地層であるB_{1L}層、B_{1U}層及びA層もほぼ水平に堆積していること、つまり、シームS-2・S-6が南方海域まで

延長しておらず、その活動の痕跡も認められないことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(2)ア（17頁）：本書証121頁）

・被告が、更なる追加調査として、シームS-2・S-6が西傾斜であることを踏まえ、より地下深部について確認するため、従前ボーリング調査を実施したR-5孔の24メートル西方に位置するR-4.5孔（深度240メートル）において、追加のボーリング調査を実施し、シームS-2・S-6は認められないことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(2)イ（18頁）：本書証108頁）

・被告が、更なる追加調査として、シームS-2・S-6北端付近の「凸状地形」の頂部付近から新たに斜めボーリングを含む3本のボーリング調査を実施し、いずれのボーリング孔にもシームは認められないこと、つまり、「凸状地形」の地下にシームS-2・S-6は存在しないことをあらためて確認したこと（準備書面(27)第2の3(3)（18, 19頁）：本書証114, 115頁）

・被告が、更なる追加調査・検討として、当該トレンチについて測量データに基づく確認を実施し、岩盤上部の地層は概ね水平に堆積しており、断層活動の影響が認められないことを確認していること（準備書面(27)第2の3(3)（19頁）：乙A120の138頁）

・被告が、更なる追加調査・検討として、上記「凸状

地形」周辺において稠密なボーリング調査を実施し、岩盤の性状について検討した結果、当該地形の頂部付近には本件敷地周辺に分布する穴水累層のうち相対的に堅硬である安山岩（均質）が周辺よりもやや優勢に分布していることを確認したこと、すなわち、「凸状地形」は周囲よりも堅硬な岩盤から構成されていることから、海の侵食作用により周囲が削られる中であまり削られずに残ったことにより形成された地形と判断することができるとしたこと（準備書面(27)第2の3(3)（19頁）：本書証116ないし118頁）

- ・被告が、更なる追加調査・検討として、仮に、本件敷地周辺の断層が活動した場合、本件敷地周辺の断層の活動によりシームS-2・S-6がずれ動くか否かを確認するため、本件敷地の約1キロメートル東方に位置する福浦断層、約3キロメートル西方の海域に位置する兜岩沖断層及び約9キロメートル北方に位置する富来川南岸断層について、それぞれの位置に震源断層を仮定し、シームS-2・S-6への影響を検討した結果、いずれのケースでも、シームS-2・S-6に作用する最大せん断方向は、条線・薄片観察によるシームS-2・S-6の運動方向と異なることから、シームS-2・S-6が周辺断層の活動により付随的に動く傾向は認められないことを確認したこと（準備書面(27)第2の3(4)（20, 21頁）：本書証146ないし149頁）

・被告が、本件原子力発電所の基礎掘削データを基本に、トレンチ、ボーリング等の水平・鉛直方向のデータも踏まえ、本件敷地内シームの3次元的な分布を把握し、それぞれの切断関係に関する検討を実施し、シームS-2・S-6が切断関係で最上位であること、また、シームS-1の評価はシームS-3及びS-5を、シームS-2・S-6の評価はシームS-7及びS-8を、それぞれ代表することができることを明らかにしていること（準備書面(27)第3の2(3)(25, 26頁)：本書証83ないし102頁)。

乙A第121号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(4)議事要旨 (原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000162709.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年8月29日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年8月29日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング」(第4回)の議事要旨である。</p> <p>本書証によって、平成28年8月29日に原子力規制庁によるヒアリングが実施され、本件敷地内シームについての審議がなされたこと(準備書面(27)第1(4頁))を明らかにする。</p>

乙A第122号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性 審査に関する事業者ヒアリング(5)議事要旨 (原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000165940.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年9月21日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年9月21日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング」(第5回)の議事要旨である。</p> <p>本書証によって、平成28年9月21日に原子力規制庁によるヒアリングが実施され、本件敷地内シームについての審議がなされたこと(準備書面(27)第1(4,5頁))を明らかにする。</p>

乙A第123号証

証拠の標目	<p>志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(6)議事要旨 (原子力規制委員会ウェブサイト http://www.nsr.go.jp/data/000171063.pdf よりダウンロード)</p>
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成28年11月7日
作成者	原子力規制庁
立証趣旨 【分類③】	<p>本書証は、平成28年11月7日に開催された原子力規制庁による「志賀原子力発電所2号機の地震等に係る新基準適合性審査に関する事業者ヒアリング」(第6回)の議事要旨である。</p> <p>本書証によって、平成28年11月7日に原子力規制庁によるヒアリングが実施され、本件敷地内シームについての審議がなされたこと(準備書面(27)第1(4,5頁))を明らかにする。</p>